

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、近畿地方整備局紀伊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和二年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 宇陀市室生深野東部及び室生三本松東部
- 三 測量の期間 令和二年十二月二十一日から令和三年一月三十一日まで